

久御山町環境政策プロモーション業務に係る提案書審査委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 久御山町環境政策プロモーション業務の委託事業者を選定するにあたり、事業者からの提案書を審査するため、久御山町環境政策プロモーション業務に係る提案書審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織及び運営)

第2条 委員会は、別表に定める委員をもって組織する。

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選によって定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 職務代理者は、委員長の指名により選出され、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、提案書を求める業者を選定する。

2 委員会は、業者から提出のあった提案書を審査・評価し、審査結果報告書を作成する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、産業・環境政策課において行う。

(その他)

第5条 委員会の設置期間は、審査結果報告書の作成までとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(別 表)

久御山町環境政策プロモーション業務に係る提案書審査委員会委員名簿

非公表